

## 令和4年度三重県交流アドバイザー派遣事業実施要領

### (趣旨)

第1条 三重県は、農山漁村地域が取り組む、都市と農山漁村の交流促進や地域資源を活用した商品開発等の農山漁村ビジネスを支援するため、農山漁村ビジネスに取り組む団体に対し、交流に係る実践者の方々を研修会等の講師（「交流アドバイザー」）として、当該年度の予算の範囲内で三重県内の農山漁村地域に派遣する。

### (講師)

第2条 派遣する講師は、三重県が「交流アドバイザー一覧表」に掲載した講師とする。ただし、第5条に該当する場合はこの限りでない。

第3条 三重県は次の全ての要件を満たす方を、本人の承諾を得た上で、「交流アドバイザー一覧表」に掲載する。また、一覧表は随時更新するものとする。

- 1 都市と農山漁村の交流に関する企画や交流施設等の管理運営、農地や里山の保全活動等の地域資源を活用した農山漁村ビジネスの取組などに携わり、優れた業績を上げられている方。
- 2 都市と農山漁村の交流に理解を有し、実践的立場から助言・指導を行っていただける方。
- 3 業務の支障のない範囲において、農山漁村地域等の派遣の要請に対応していただける方。
- 4 三重県内に居住されている方。

第4条 「交流アドバイザー一覧表」に掲載する期間は、この要領の発効の日から当該年度末までとする。ただし、本人から削除要請があった場合等は、一覧表から削除することとする。

第5条 「交流アドバイザー一覧表」に掲載されていない講師については、次の全ての要件を満たす場合には講師として派遣できるものとする。

- 1 都市と農山漁村の交流に関する企画や交流施設等の管理運営、農地や里山の保全活動等の地域資源を活用した農山漁村ビジネスの取組などに携わり、優れた業績を上げられている方。
- 2 都市と農山漁村の交流に理解を有し、実践的立場から助言・指導を行っていただける方。
- 3 公的機関からの要請に応じて、講師を務めた経験のある方。公的機関とは、政府機関、地方公共団体、大学（私立を含む）等とする。
- 4 「三重県交流アドバイザー派遣事業実施要領」に基づく講師派遣であることを、第3号様式にて承諾いただいた方。

### (派遣要件)

第6条 三重県は次のすべての要件を満たす場合、当該年度の予算の範囲内で、第1号様式による申込みを受け付け、受付順に講師を派遣する。

- ①申込者が個人ではなく、三重県在住の複数人により構成される団体であること。
- ②団体の構成員のうち農林漁業に携わる者が半数以上含まれていること。
- ③講師を派遣する研修会等の出席者が5名以上であること。
- ④派遣に関して、他の公的機関などからの補助事業等を活用していないこと。
- ⑤講師への依頼内容が都市と農山漁村の交流や地域資源を活用した商品開発等、農山漁村ビジネスの取組に係るものであり、かつ派遣が適当であると判断されるもの。
- ⑥申込者と講師との日程が合致すること。

(講師派遣の回数)

第7条 講師派遣の回数は、同一団体について当該年度内に2回まで認めるものとする。

(講師派遣の内容)

第8条 講師派遣の内容は次表のとおりとし、一回あたりの講師派遣時間は3時間～4時間程度とする。また、危険な作業を伴う実践現場などで研修会等を開催する際は、申込者において保険に加入するなど対策を行うこと。

派遣内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研修会・講演会・講習会の講師</li> <li>■ 会議等でのアドバイス</li> <li>■ ワークショップのコーディネーター</li> </ul>

(講師派遣終了後の報告)

第9条 講師派遣を受けた団体は、講師派遣終了後速やかに、その内容を第2号様式により三重県に報告するものとする。

(講師派遣に要する費用)

第10条 第9条による報告を受けた後、三重県は次表のとおり、講師派遣に要する経費を、口座振込により講師に支払うものとする。その他必要な経費は、申込者の負担とする。

	報償費	旅費
県内講師の派遣	一回あたり 30,000円	職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）に準じて、旅費を支給する。
県外講師の派遣	一回あたり 30,000円	三重県からは支給しない。 (申込者による自己負担。)

(講師派遣終了後の調査)

第11条 三重県は、講師派遣を行った団体に対して、必要に応じて調査できるものとする。

附則 この要領は令和4年4月8日から施行する。

(第1号様式)

## 令和4年度「交流アドバイザー」派遣申込書

申込日： 年 月 日

三重県農林水産部農山漁村づくり課長 あて

申込者

団体名

代表者名

団体の構成員数： 人

(うち農林水産業に携わる者 人)

下記により交流アドバイザーの派遣を申し込みます。

希望する講師のお名前と派遣希望日時	ア) 一覧表掲載の講師を希望する場合	
	講師のお名前	
	派遣希望日時	年 月 日 : ~ :
	イ) 一覧表以外の講師を希望する場合 (注1) 申込書に記入される前に、予め農山漁村づくり課へご相談ください。 (注2) 講師派遣の承諾書(第3号様式)を添付してください。	
	講師のお名前	
	派遣希望日時	あらかじめ、講師と日時を調整してください。 年 月 日 : ~ :
講師依頼内容	研修会・講演会・会議などの名称	
	開催場所 (名称と所在地)	
	概ね1年以内の成果目標	
	依頼する内容とその理由	
参集対象者、参集予定人数	対象者	
	予定人数	
申込者の連絡先	担当者のお名前	
	電話番号	
	住所	〒

ご記入いただきましたお名前などの個人情報は、三重県個人情報保護条例に従い適切に管理させていただきます。交流アドバイザー派遣の目的以外には利用いたしません。

★申込書の送付先 (派遣希望の15日前までに)★

〒514-8570 三重県農林水産部農山漁村づくり課 (津市広明町13番地)

電話 059-224-2518、FAX 059-224-3153、E-mail: nozukuri@pref.mie.lg.jp

(第2号様式)

## 令和4年度「交流アドバイザー」派遣報告書

報告日： 年 月 日

三重県農林水産部農山漁村づくり課長 あて

団体名

交流アドバイザーの派遣が終了しましたので、その内容を下記のとおり報告します。

研修会・講演会・ 会議などの名称	
開催場所 (名称と所在地)	
派遣日時等	年 月 日 ( 曜日) : ~ :
参加人数	人
講師のお名前	
アドバイス等を 受けた内容	
今後の取組方針 (具体的な内容を 記載すること)	
概ね1年以内の 成果目標	
達成時期の目標	

※ 研修会等の開催状況を撮影した写真を添付してください。

※ この報告書は、派遣終了後、すみやかに送付してください。

※ 成果について、後日お問い合わせすることがありますのでご協力をお願いします。

### ★報告書の送付先★

〒514-8570 三重県農林水産部農山漁村づくり課 (津市広明町13番地)

電話 059-224-2518、FAX 059-224-3153、E-mail: nozukuri@pref.mie.lg.jp

この様式は、「交流アドバイザー一覧表」に登録されていない講師の派遣申込みに必要です。必ず講師にご記入いただいたうえ、申込書に添付してください。

(第3号様式)

## 令和4年度「交流アドバイザー」派遣承諾書

承諾日： 年 月 日

三重県農林水産部農山漁村づくり課長 あて

ご所属  
職名  
お名前  
(署名又は押印)

下記のとおり「三重県交流アドバイザー派遣事業実施要領」第5条の規定により講師派遣の要請があり、「三重県交流アドバイザー派遣事業実施要領」に基づく講師派遣を承諾しました。

講師派遣の 依頼団体	
研修会・講演会・ 会議などの名称	
派遣日時等	年 月 日 ( 曜日 ) : ~ :

### 連絡先

ご住所	
電話・FAX メールアドレス	

**\* 恐れいりますが、ご活動内容が分かる資料、並びに、公的機関からの要請による講師派遣の実績が分かる資料（講演会チラシ等）を添付してください。**

ご記入いただきましたお名前などの個人情報、三重県個人情報保護条例に従い適切に管理させていただきます。交流アドバイザー派遣の目的以外には利用いたしません。